

危険段階別共済掛金率の設定（概要）

〈掛金率設定の基本的な考え方〉

- 国では、**3年ごと**に共済掛金標準率を告示します。
（これに併せて危険段階区分の設定を行います。）
- 危険段階の区分数は、**41区分**（家畜は21区分）となります。
- 組合員ごとの**直近20年間**（家畜は10年間）の損害率の平均値を算出し、見込共済金額（直近の共済金額）から、危険段階別共済掛金率表の基礎となる「**(表2)危険段階別基準共済掛金率の算定の準備に係る表**」を作成します。
- (表2)を作成するにあたり、最低区分の掛金率が、国で告示する**標準率の5割以下**となるようにします。

損害率 = 共済金 ÷ 標準共済掛金

標準共済掛金 = 共済金額 × 告示料率

（引受方式・補償割合等の違いを勘案する必要がなくなる）

- (表2)の危険指数（圧縮後）から、設定単位（農作物は、水稲・麦等）ごとに「**(表3)危険段階別共済掛金率の表**」の共済掛金率を算定し表を作成します。

〈組合員ごとの適用〉

- 組合員ごとの適用は、**毎年算定**することとなります。
- 組合員ごとに、20年間（家畜は10年間）の損害率を算定しますが、このときに直近年ほど大きくなる**ウェイトによる加重平均**により平均損害率を算定し、(表3)の平均損害率の範囲に当てはめ、適用されます。

(表3) 危険段階別共済掛金率の表 (例)

都道府県名	岩手県	共済事業:農作物共済		
組合等名	岩手県農業共済組合			
合併時識別	000	地域名	00000	都道府県の区域
共済目的の種類	共済掛金区分			共済掛金標準率
01 水稲	半相殺 一般 8割 主食用米1回作			1.447

危険段階区分	平均損害率(*)の範囲 (%)	危険指数		危険段階別基準共済掛金率 (%)	危険段階別共済掛金率 (%)
		圧縮前	圧縮後		
20	197.5 ≤* <	235.70211	9.47574	6.719	6.719
19	192.5 ≤* < 197.5	156.00000	6.59748	4.678	4.678
18	187.5 ≤* < 192.5	152.00000	6.45303	4.575	4.575
:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:
03	112.5 ≤* < 117.5	92.00000	4.28626	3.039	3.039
02	107.5 ≤* < 112.5	88.00000	4.14181	2.937	2.937
01	102.5 ≤* < 107.5	84.00000	3.99736	2.834	2.834
00	97.5 ≤* < 102.5	80.00000	3.85291	2.732	2.732
-01	92.5 ≤* < 97.5	76.00000	3.70846	2.629	2.629
-02	87.5 ≤* < 92.5	72.00000	3.56401	2.527	2.527
-03	82.5 ≤* < 87.5	68.00000	3.41955	2.425	2.425
:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:
-18	7.5 ≤* < 12.5	8.00000	1.25279	0.888	0.888
-19	2.5 ≤* < 7.5	4.00000	1.10834	0.786	0.786
-20	0.0 ≤* < 2.5	1.00000	1.00000	0.709	0.709
		平均値			
		29.82128	2.04082		

各危険段階区分の共済掛金率の算定例

$$\text{共済掛金標準率}(1.447) \times \frac{\text{圧縮後の危険指数}(3.85291)}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}(2.04082)} = \text{危険段階別共済掛金率}(2.732)$$

組合員ごとの加重平均損害率の計算例

	20年前 (H12)	...	7年前 (H25)	6年前 (H26)	5年前 (H27)	...	2年前 (H30)	直近年 (R元)	
損害率 A	100	...	100	338	0	...	0	71	合計
ウェイト B	5	...	70	75	80	...	95	100	1050
A×B	500	...	7000	25350	0	...	0	7100	106925

加重平均による平均損害率 106925 ÷ 1050 ≒ 102(101.833)

(表3)の平均損害率の範囲にあてはめると、危険段階区分は「00」となり、危険段階掛金率は「2.732」が適用されることとなります。